

法学委員会分科会の設置について

分科会等名： ソーシャル・レジリエンスと法分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>社会が大災害や犯罪に見舞われた後、その被害から回復していくためには、さまざまな支援が必要である。その支援には、新たな法制度の整備も当然含まれる。法制度の整備やそれに基づく運用を行っていく際に重要となるのは、社会的弱者の声をどう反映するかである。女性や子ども、障がい者といった社会的弱者の声を法制度に反映させる新たな回路を考える必要がある。さらに、社会の中には被害の程度によって様々な温度差が存在する。その多様な温度差を前提として、それぞれの個人や地域社会、社会が回復していくために、真に役に立つ法制度の新たなあり方について検討する。</p>
4	審議事項	<p>1. 社会の多くの構成員が被害を受けた場合に社会が回復するために法が果たす役割についての審議に関すること</p> <p>2. 被害者である女性や子ども等が直面する問題を具体的に解決するための法整備のあり方についての審議に関すること</p>
5	設置期間	<p>時限設置 年 月 日～ 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/> 常設</p>
6	備考	